



選挙粛正に関する決議案

の広場としての全会一致という事情もありまして、比較的ばく然たる決議と相なりました。今度のこの決議案に對しては、私も、私どもはさらに具體的な面を指摘して、お互いにこれを守り、政府をして守らしめるといふ点に主眼をおいたものであります。ただいま上程に相なりましたように、比較的ばく然としたしております。要は、まず第一の点として、現在いわゆる「現下の実情にかんがみ」と、決議案の中にあります。どういふ点が最も選挙の公明を阻害いたしておるかと思ひますと、お互いに現議員といわず、院外における新人といわず、選挙のためにはその手段を選ばないといふ点が問題なのであります。一例をここに申し上げてみますと、お役所の首脳部の方々が新しく立候補せられると伝えられております。従来その例をみない点は、退官する、その職を去るに當つて、膨大な官費のもとにあつたが送られたり、またそのかつてあつた職の職制を通じて全国的に選挙の網を張つて、現在年度末を控えて国の費用がかなり膨大に使われておるといふうわささへあります。この点は、先ほど提案者からも指摘されておると思ひます。これらを一つと考へてみますと、結局いたしますのに、現在の鳩山内閣がみずからの立場をもつと振り返つてみて、そして下僚に對して綱紀の肅正を叫ぶのでなければ、實際の実をあげることができない。後ほど自治庁長官から何らかの意見があらうかと思ひますが、私はこの際、この政府の態度が何といつても今後の公明選挙を地で行わしめるかどうにかにかつておる。単にただいま言われましてこ

るの、虚礼にわたるいろいろなサービス、こつくり現象的なものよりも、もっと掘り下げて、さらにさかのぼつて考へてみると、共通の広場でなければならぬ選挙法が、今度の、くしくも本日提案されるかに聞いておりますが、小選挙区による改選、特定の政党を締め出さんとするところの、そつう合法化せんとするそつう選挙法の改選、こつくり点は、何と申しましても許されない、選挙を腐敗に導く根源となつておるのであります。私は自治庁長官の言葉の中から、この点の再考を促し、その言葉をこの演壇を通じて聞きたいのであります。さらに、われわれはこの決議を契機といたしまして、どういふ弊害がもたらされるかといふ点も憂慮いたしております。すなわち参議院における全会一致のこの選挙公正の決議が、これがまた現在の鳩山内閣において特定政党のみを不当に取り締る契機とするかどうかといふ点であります。従来、過去の経緯からかんがみて、この点なしとしなないのであります。私は政府においても、選挙に關する限り公明正大、いづれにも偏しない公正の立場をとつていただきたい、この決議案は、単に特定政党のみを不当に弾圧する選挙干渉に陥つてはならない点であります。この点を特に政府に對しまして要望いたしまして、現議員も、またそでない選挙関係者も、あけてお互いの競合を避けて、選挙の腐敗、これを防遏し、もつて国民の信頼をこの議會に集中いたしたいことを強調いたしまして、私はただいまの決議案に賛成するのであります。(拍手)

○議長(河井彌八君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(河井彌八君) 総員起立と認めます。よつて本案は、全会一致をもつて可決せられました。  
ただいまの決議に對し、太田國務大臣から発言を求められました。太田國務大臣。  
〔國務大臣太田正孝君登壇、拍手〕  
○國務大臣(太田正孝君) ただいまの御決議は、とくと了承いたしました。政府は、御趣意の点を十分尊重して公明選挙の実現に万全の措置を講ずる考へでございます。(拍手)  
○議長(河井彌八君) 日程第二、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事戸叶武君。  
〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕  
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十一年三月八日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八君

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案  
家畜伝染病予防法の一部を改正する法律  
家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。  
第五條の見出し中「健康証明書」を「証明書」に改め、同条第一項中「政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疫病にかかつていない旨の健康証明書」を「牛(省令で定めるものを除く)、馬又は豚の所有者は、牛にあつてはブルセラ病及び結核病、馬にあつては馬伝染性貧血、豚にあつては豚コレラにかかつていない旨の証明書」に改め、同条第三項中「第一項の健康証明書」を「第一項本文の証明書」に改め、同条第四項中「第一項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び」を「第一項本文及び第二号の証明書の様式、同項第一号の一定期間並びに」に改める。  
第十二條第二項中「及び第五條第一項の健康証明書のある家畜」を削り、同条の次に次の一條を加える。  
(報告及び通報の義務)  
第十二條の二 都道府県知事は、この章の規定により家畜の伝染性疫病の発生予防のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに關係都道府県知事に通報しなければならぬ。

第二十四條中「前条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。  
第三十條に次の一項を加える。  
2 前項の検査、注射又は薬浴には、第七條及び第八條の規定を準用する。  
第三十一條第一項中「結核病」を「ブルセラ病及び結核病」に改める。  
第四十六條第一項中「第三十條」を「第三十條第一項並びに同条第二項において準用する第七條及び第八條」に改める。  
第五十二條中「動物の所有者」の下に「、獣医師、家畜の伝染性疫病の病原体の所有者」を加える。  
第五十八條第一項各号列記以外の部分中「左に掲げる家畜」を「左に掲げる動物に、」に改め、同項第二号中「結核病」を「ブルセラ病、結核病」に改め、同項第四号中「第三十條」を「第三十條第一項、第三十一條第一項」に改め、同条第二項中「家畜」を「動物」に改める。  
第六十一條中「第八條」の下に「(第三十條第二項及び第三十一條第三項において準用する場合を含む。)」を加える。  
第六十五條第七号中「第三十條」を「第三十條第一項」に改める。  
附則  
1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。  
2 改正前の家畜伝染病予防法第五條第三項の規定により発行された健康証明書はこの法律の施行の際現に効力を有するものは、その有効期間中に限り、改正後の同条第一項本文の証明書とみなす。

3 前項に規定する健康証明書のあ  
る家畜についての家畜伝染病予防  
法第十二条第二項の規定の適用に  
ついては、当該健康証明書の有効  
期間中に限り、なお従前の例によ  
る。

4 この法律の施行前にした行為に  
対する罰則の適用については、こ  
の法律の施行後でも、なお従前の  
例による。

〔戸武君登壇、拍手〕

○戸武君 たいだいま議題となりまし  
た家畜伝染病予防法の一部を改正する  
法律案について、農林水産委員会にお  
ける審査の経過及び結果を報告いたし  
ます。

家畜伝染病予防法は、昭和二十六年  
に全面改正が行われ、その後数回の改  
正を経て今日に至っております。いま  
すが、最近における家畜防疫の状況に  
かんがみ、かつまた乳牛の飼養密度の  
増大に伴なつて、法律の運用に當つ  
て実情に沿わない点がありますので、  
これを適正にする必要があるという理  
由によつて、今回この改正法律案が提  
出せられたのであります。そのおも  
な内容は、大要次のようであります。

すなわち第一は、家畜の移動に關す  
る規定の緩和でありまして、現行法に  
よりますと、牛、馬及び豚の所有者  
が、これらの家畜を都道府県の区域を  
越えて移動する際には、特定の場合の  
ほかは、すべて都道府県知事または獣  
医師が発行する家畜伝染病にかかつて  
いない旨の健康証明書がなければなら  
ないことになっておるのであります  
が、最近の家畜の伝染病の発生状況等  
からみて、これを緩和し、牛に關して

は、和牛等を除き、乳牛及び種雄牛に  
ついてはブルセラ病及び結核病、馬につ  
いては馬伝染性貧血、豚については豚  
コレラにかかつていない旨の証明書さ  
えあれば差しつかえないこととし、第  
二は、ブルセラ病の予防に關する措置  
でありまして、ブルセラ病の脅威に備  
えて、その蔓延の危険を未然に防ぐた  
めに、これら検査を強化することと  
し、ブルセラ病についても、結核病ま  
たは馬伝染性貧血と同様、乳牛及び種  
雄牛の所有者は現行法第三十一条に  
よつて、都道府県知事が毎年一回以上  
行なつておる検査を受けなければなら  
ないこととし、第三は、ブルセラ病に  
かかつて殺処分を命ぜられた牛の所  
有者に対して交付する手当金の増額に  
ついてでありまして、手当金は現行法  
によりまして、家畜が病気になる前  
のその評価額の三分の一に支払われるこ  
とになっておりますが、結核病及び馬  
伝染性貧血にかかつておると同様、評  
価額の五分の四に引き上げることと  
し、第四は、都道府県知事の報告及び  
通報に關してでありまして、家畜伝染  
病の予防を円滑にするために、家畜伝  
染病予防のためとられた措置の実施状  
況及びその結果について、都道府県知  
事は農林大臣に対して報告を、または  
関係都道府県相互間に通報をしなけれ  
ばならないことにしようとする等であ  
ります。

委員会におきましては、まず、農林  
当局から提案の理由、法律案審査の前  
提である家畜伝染病及びこれが防疫の  
現況、その他の参考事項並びに本法律  
案の内容等について説明を聞き、就いて  
質疑に入り、農林当局との間に、ブル  
セラ病にかかつておる畜の殺処分手当

金を當時の時価の三分の一から五分の  
四に引き上げ、豚コレラ等の場合は三  
分の一というように二段に区分されて  
いる理由及びその当否、輸入乳牛等で  
病気の原因がすでに買付のときあつた  
場合、これを導入した農家に対する措  
置、家畜の移動の際における健康証明  
書携行の義務を緩和した理由、さらに  
携行を必要とする場合を法律の規定で  
明文化することの当否、馬の伝染性貧  
血及びブルセラ病に關する研究の現況  
並びにこれが防疫対策、本改正法律案  
は防疫の強化をはかつたものであると  
言われておるにかかわらず、昭和三十  
一年度の防疫関係予算額が減少してい  
る理由、家畜用ワクチンの流通措置及  
びジャーシー種乳牛の輸入と防疫関係  
等について質疑応答が行われたのであ  
ります。これが詳細については會議  
録に載ることを御了承願ひたいのであ  
ります。これらの答弁のうち、その  
一、二についてその大要を申し上げま  
す。一、「殺処分手当金の率に差異があ  
るの、病気のたがひが悪く治療方法が  
なく、急速に処分しなければならぬ  
ものを五分の四の高率にしている、ブ  
ルセラ病は、現在は国内にはほとんど  
発生していないが、今後における乳牛  
の輸入に對して、本法律案を提案してこ  
れに備へることとした。予算は差し当  
り最小限度のものとし、不足を生じた  
場合は、予備費をもつてまかなう予定  
である。輸入乳牛について、検査直後  
非常に短かい期間に発病したものは、  
別途の措置を講じなければならぬとい  
ふことが、健康状態が不分明なもの、  
相当長期間検査所に置き、その結果を  
確認して引き渡すことにしている。最  
善を尽してなお発病した場合はやむを

得ないと考えている。ここにおいて殺  
処分手当金を時価の五分の四に引き上  
げ、残りの五分の一は、家畜共済金で  
補うことになつてゐる」等と答えられ  
たのであります。

かくして質疑を終り、討論に入りま  
したところ、別に発言もなく、就いて  
採決の結果、本法律案は、全会一致を  
もつて原案通り可決すべきものと決定  
いたしました。

右、報告いたします。(拍手)

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もな  
ければ、これより本案の採決をいたし  
ます。

本案全部を問題に供します。本案に  
賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認め  
ます。よつて本案は、全会一致をもつ  
て可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第三、中小  
企業信用保険法の一部を改正する法律  
案

日程第四、中小企業金融公庫法の一  
部を改正する法律案(いずれも内閣提  
出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とするこ  
とに御異議ございませうか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(河井彌八郎) 御異議ないと認  
めます。まず、委員長の報告を求めま  
す。商工委員会理事阿具根登君。

〔審査報告書は都合により第二十  
八号末尾に掲載〕

中小企業信用保険法の一部を改正  
する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ  
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付  
する。

昭和三十一年三月九日  
衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八郎

中小企業信用保険法の一部を改正  
する法律案

中小企業信用保険法の一部を改  
正する法律

中小企業信用保険法(昭和二十五  
年法律第二百六十四号)の一部を次  
のよう改正する。

目次を次のように改める。

- 目次
- 第一章 總則(第一条・第二条)
- 第二章 融資保険(第三条―第九  
条)
- 第三章 保証保険
- 第一節 指定法人を相手方とす  
るもの
- 第一款 個別保証保険(第九  
条の二―第九条の  
五)
- 第二款 包括保証保険(第九  
条の六・第九条の  
七)
- 第二節 金融機関を相手方とす  
るもの(第九条の八・  
第九条の九)
- 第四章 雜則(第十条―第十二条)
- 附則
- 第三章第一節中第九条の二の前に  
次の數名を加える。
- 第一款 個別保証保険
- 第九条の二第一項中「次項」の下に  
「及び第九条の六第一項」を加える。
- 第九条の三第二項中「十萬圓」を  
「二十萬圓に、三十萬圓を」五十  
萬圓」に改める。

第九條の五第一項中「保証保險」を「個別保証保險」に改める。

第九條の七第二項中「第九條の七第一項」を「第九條の九第一項」に改め、同条を第九條の九とする。

第九條の六を第九條の八とする。第三章第一節中第九條の五の次に次の一款を加える。

第二款 包括保証保險 (保証契約)

第九條の六 政府は、會計年度の半期ごとに、指定法人を相手方として、当該指定法人が小企業者の金融機関、中小企業金融公庫又は国民金融公庫からの借入による債務の保証をすることにより、保証をした借入金額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、政府と当該指定法人との間に保証關係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保証關係においては、保証額に百分の九十を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 第一項の保証關係における保証額は、小企業者一人につき、合計二十万円(その小企業者が中小企業等協同組合であるときは、五十万円)をこえてはならない。

4 政府は、第一項の保証關係における保証額の総額の指定法人を通ずる合計額が、會計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

5 指定法人は、第一項の保証關係が成立した保証については、第九條の二第一項の規定による通知をすることができない。

(準用)

第九條の七 第五條、第九條の二第二項、第九條の三第一項、第九條の四及び第九條の五第二項の規定は、指定法人を相手方とする包括保証保險に準用する。この場合において、第九條の四中「普通保証保險にあつては百分の七十、小口保証保險にあつては百分の八十」とあるのは「百分の九十」と読み替へるものとする。

第十條中「若しくは第九條の六第一項」を「第九條の六第一項若しくは第九條の八第一項」に改める。

第十一條第一項中「第九條の六第一項」を「第九條の八第一項」に改める。

第十二條第二項中「又は第九條の六第一項」を「第九條の六第一項又は第九條の八第一項」に改める。

附則 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 中小企業信用保証特別會計法(昭和二十五年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「及び第九條の七第二項」を「(第九條の七において準用する場合を含む)及び第九條の九第二項」に改める。

〔審査報告書は都合により第二十八号末尾に掲載〕

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十一年三月八日

衆議院議長 益谷 秀次  
参議院議長 河井彌八郎

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

第三十四條の次に次の一款を加える。

第三十四條の二 公庫は、昭和三十一年度において、主務大臣の認可を受けて、第二十五條第一項の規定により借り入れた資金のうち十億円を商工組合中央金庫に対して貸し付けることができる。

附則 1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 たいだいま議題となりました中小企業信用保証法の一部を改正する法律案及び中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案について、商工委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、中小企業信用保証法の一部を改正する法律案の要点を申し上げますと、第一点は、信用保証協会の相手方とする小口保証保險において、小企業者一人に対する保証限度を現行の十万円から二十万円に、その小企業者が中小企業等協同組合の場合は現行の三十万円を五十万円に、それぞれ引き上げることあります。第二点は、信用保証協会の相手方とする保証保險の一種

として、小企業者の二十万円以下の債務について、中小企業等協同組合の場合は五十万円以下の債務について、信用保証協会が行う保証につき、あらかじめ契約した金額の限度まで自動的に保証關係が成立する包括保証保險制度を新たに設けることあります。

次に、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案の内容を申し上げますと、昭和三十一年度において中小企業金融公庫が資金運用部から借り入れる予定になつてゐる百四十五億円のうち、十億円を商工組合中央金庫に貸しつけることができるようにすることあります。

当委員会においては、以上の二法律案について慎重に審議を重ね、特に後者については、表面上、中小企業金融公庫法の改正でありましたが、實質的には中小企業金融公庫を通じて商工組合中央金庫に低利な財政資金を供給することにより目的が置かれておりますので、主として商工組合中央金庫の資金計画、貸出金利引き下げの具体策等に論議が集中されたのであります。これに対する政府側の答弁を要約して申し上げますと、「商工組合中央金庫は、昭和三十一年度において本件による資金運用部よりの十億円と、余剰農産物資金融資特別會計より日本生産性本部を通じて借り入れた十億円と、計二十億円の財政資金を導入する予定である。従つてこの財政資金の借り入れのほか、債券発行条件の改訂、低コスト資金の調達、経営合理化による経費節減等により貸出金利の引き下げを促進させる考へで、差し当り年利一割程度を目標として検討を行なつており、未だ細目については未決定であるが、四月

一日から実施したいと考えている」といふのであります。そのほか中小企業金融公庫並びに商工組合中央金庫の運営、信用保証における小口金融の金額の問題等についても熱心に質疑が行われたのであります。その詳細は速記録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、この二法律案を一括して討論、採決の結果、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)  
○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よつて両案は、全会一致をもつて可決せられました。

本日の議事日程は、これにて終了いたしました。次会の議事日程は、決定次第公報をもつて御通知いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会

○本日の会議に付した案件

一、特派大使任命につき議決を求める件

一、日程第一 選挙公正に関する決議案

一、日程第二 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案

一、日程第三 中小企業信用保証法の一部を改正する法律案  
一、日程第四 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案

昭和三十一年三月十九日 参議院會議録第二十三号

出席者は左の通り。

議員

議長

河井 彌八君  
片柳 眞吉君  
山川 良一君  
森 八三三君  
宮城タマヨ君  
八木 秀次君  
廣瀬 久忠君  
野田 俊作君  
田村 文吉君  
竹下 豊次君  
島村 軍次君  
小林 武治君  
北 勝太郎君  
武藤 常介君  
松原 一彦君  
伊能 芳雄君  
酒井 利雄君  
仁田 竹一君  
吉田 萬次君  
中川 幸平君  
柳原 亨君  
西川 甚五郎君  
三浦 義男君  
寺尾 豊君  
鶴見 祐輔君  
吉米地義三君  
斎藤 昇君  
石井 桂君  
横山 フク君  
最上 英子君  
青山 正一君  
御木 亨弘君  
横川 信夫君  
長谷山行毅君  
野本 品吉君  
川村 松助君  
西郷吉之助君

参議院議長河井彌八殿

外務委員長 山川 良一

多数意見者署名

佐藤 尚武  
野村吉三郎  
井上 清一  
鶴見 祐輔  
多敷意見者署名

要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本国とフランスの領域間及びその領域を越えての民間航空業務を開通することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において定めたものであつて、従来、サン・フランシスコ平和条約第十三条により、フランスの航空企業が一方的にわが国に乗り入れる権利を認められていたのを、この協定の締結により、わが国の航空企業も双務的に、且つ、平等の条件でフランスに乗り入れる権利を有することになるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

航空業務に関する日本国とフランスとの間の協定の締結について承認を求めたもの  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

参議院議長河井彌八殿

外務委員長 山川 良一

多数意見者署名

佐藤 尚武  
野村吉三郎  
井上 清一  
鶴見 祐輔  
多敷意見者署名

要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本国とインドの領域間及びその領域を越えての民間航空業務を開通することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において定めたものであつて、従来、日印平和条約の規定に基づき、インドの航空企業が一方的にわが国へ乗り入れる権利を認められていたのを、この協定の締結により、わが国の航空企業も双務的に、且つ、平等の条件でインドに乗り入れる権利を有することになるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

航空業務に関する日本国とインドとの間の協定の締結について承認を求めたもの  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

参議院議長河井彌八殿

外務委員長 山川 良一

多数意見者署名

佐藤 尚武  
野村吉三郎  
井上 清一  
鶴見 祐輔  
多敷意見者署名

要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本国とオーストラリアの領域間及びその領域を越えての民間航空業務を開通することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において定めたものであつて、従来、サン・フランシスコ平和条約第十三条によりオーストラリアの航空企業が一方的にわが国に乗り入れる権利を認められていたのを、この協定の締結により、わが国の航空企業も双務的に、且つ、平等の条件でオーストラリアに乗り入れる権利を有することになるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

航空業務に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定の締結について承認を求めたもの  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

参議院議長河井彌八殿

外務委員長 山川 良一

多数意見者署名

佐藤 尚武  
野村吉三郎  
井上 清一  
鶴見 祐輔  
多敷意見者署名

要領書

一、委員会の決定の理由  
この協定は、日本国とオーストラリアの領域間及びその領域を越えての民間航空業務を開通することを目的とし、業務運営開始の手続及び条件を双務的基礎において定めたものであつて、従来、サン・フランシスコ平和条約第十三条によりオーストラリアの航空企業が一方的にわが国に乗り入れる権利を認められていたのを、この協定の締結により、わが国の航空企業も双務的に、且つ、平等の条件でオーストラリアに乗り入れる権利を有することになるので、妥当なものと認めた。

二、費用

別に要しない。

審査報告書

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十五条に関するもの)の批准について承認を求めたもの  
右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

多数意見者署名

佐藤 尚武 梶原 茂嘉  
野村吉三郎 黒川 武雄  
郡 祐一 梶原 亨  
井上 清一 梶見 祐輔  
羽生 三七

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百五十四年の国際民間航空機関(ICA)の第八回総会で採択されたもので、国際民間航空条約第四十五条の現行規定を改正し、理事会の決定により一時的に他の場所に移し得るにすぎなかつた同機関の所在地を、総会の決定によつて一時的でなく他の場所に移し得るよう改めるものであつて、妥当なものと認め

二、費用

別に要しない。

審査報告書

国際民間航空条約の改正に関する議定書(第四十八条等)に関するもの(の)の批准について承認を求めるの件

右全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

外務委員長 山川 良一

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

梶見 祐輔 羽生 三七  
井上 清一 梶原 亨  
郡 祐一 黒川 武雄

野村吉三郎 梶原 茂嘉  
佐藤 尚武

要領書

一、委員会の決定の理由

この議定書は、千九百五十四年の国際民間航空機関(ICA)の第八回総会で採択されたもので、国際民間航空条約第四十八条の現行規定を改正し、毎年一回会合すべきこととなつてゐる総会を、少くとも三年に一回会合すればよいように改めるものであつて、妥当なものと認め

二、費用

別に要しない。

審査報告書

道路整備特別措置法案  
右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

建設委員長 赤木 正雄

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

村上 義一 入交 太蔵  
紅露 みつ 北 勝太郎  
石川 榮一 斎藤 昇  
酒井 利雄 小澤久太郎  
石井 桂 平井 太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

有料道路の制度は、第十三回国会において制定された道路整備特別措置法によつて国及び地方公共団体が建設、経営等に當つてきたのである。

本法案は新たな事業団体としての日本道路公団の設立に伴つて、公団又は道路管理者が行う有料道路の新設、改築その他の管理に關し、現行法を廃止し新たに道路法に對する特別措置を定め、道路の整備を促進し、交通の利便を増進しよりとするものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

日本道路公団法案

右多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和三十一年三月六日

建設委員長 赤木 正雄

参議院議長河井彌八郎

多数意見者署名

入交 太蔵 村上 義一  
北 勝太郎 紅露 みつ  
石川 榮一 酒井 利雄  
斎藤 昇 小澤久太郎  
石井 桂 平井 太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、今日の道路整備の急務にかんがみ、道路整備を促進し、円滑な交通に寄与するため民間資金の活用をはかることに、有料の道路の新設、改築その他の管理を総合的かつ効率的に行う等の機関として日本道路公団を設立し、その組織、業務、財務、会計等に関し規定を設けたものであつて、時宜に適した立法と認める。

二、費用

本法施行のためには、昭和三十一年度事業費として八十億円を要するが、うち一般会計よりの交付金二十億円、資金運用部資金よりの借入金十億円は三十一年度予算に計上され、残り五十億円は道路債券発行による借入金が予定されている。

参議院会議録第二十一号正誤

頁 段 行 誤 正

三九 二 終り 再開

三三 四 六 政治と 政治を

二四 二 六 昭和三十三年 昭和三十年

二五 四 二 新陳代者 新陳代謝

二六 二 三 前 則

終り 終り

四 一 市地 市場

昭和三十一年三月十九日 参議院會議録第二十三号

二九二

明治三十五年 第三種郵便物認可  
三月三十一日

定価 一部 十五円  
(送料別)  
発行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
大蔵省印刷局  
電話九段(四三)一五五